

愛川町パートナーシップ宣誓制度 手続きガイドブック



愛 川 町

令和8年4月

目 次

1	パートナーシップ宣誓制度とは	1
2	宣誓することができる方	2
3	パートナーシップの宣誓の流れ	3
4	宣誓に必要な書類	5
5	宣誓後について	7
6	Q&A	9

《参 考》

パートナーシップ宣誓ができない親族	11
-------------------	----

1 パートナーシップ宣誓制度とは

愛川町では、第6次愛川町総合計画において掲げられている施策「豊かな人間性を育む文化のまちづくり」に基づき、パートナーシップ宣誓制度の推進を目指しています。

こうした中、性的少数者やさまざまな事情で婚姻の届出をしないあるいはできない事実婚の方が、法的に認められないことで相手との関係を他者に理解されないといった悩みや生きづらさがあります。

これらを軽減するとともに、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた人権施策の一環として、個性を認め合う性の多様性に対する町民の皆様理解を深めていただくため、愛川町パートナーシップ宣誓制度を導入しているものです。

この制度は、お互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束したお2人が、互いに人生のパートナーであることを愛川町が確認し、公的に証明するものです。

この制度の導入によって、多様性の理解が進み、差別や偏見のない、自分らしい生き方ができる社会になることを期待しています。

《 持続可能な開発目標（SDGs）と人権 》

持続可能な開発目標（SDGs）とは、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するため、国連サミットで採択された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。

17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人取り残さないことを誓っています。

パートナーシップ宣誓制度の創設は、SDGs の目標5（ジェンダー平等を実現しよう）及び目標 10（人や国の不平等をなくそう）につながる取組です。



2 宣誓をすることができる方

宣誓するお2人が、次の要件をすべて満たしている必要があります。

- 1 民法（明治29年法律第89号）に規定する成年に達していること。
- 2 次のいずれかに該当すること
 - （1）双方が町内の同一住所に居住していること。
 - （2）一方が町内に住所があり、他方が宣誓後3か月以内に町内の同一住所へ転入を予定していること。
 - （3）双方が町内に住所があり、宣誓後3か月以内に町内の同一住所へ転居を予定していること。
- 3 現に婚姻をしていないこと。
- 4 現に宣誓する相手以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- 5 宣誓する者同士が近親者（民法の規定により、直系血族、三親等以内の傍系^{ほうけい}血族又は直系姻族で婚姻をすることができない関係の者をいい、養親子を含まない。）でないこと。

3 パートナーシップ宣誓の流れ

1 宣誓日の事前予約

宣誓を希望される日の7日前までにデジタル・協働推進課協働推進班あて、電話及びメールのいずれかの方法で宣誓日の予約をしてください。

【予約受付】

愛川町役場 デジタル・協働推進課 役場庁舎2階

電 話：046-285-6937

メール：kyoudou@town.aikawa.kanagawa.jp

月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始を除く）

9時から17時まで（12時から13時までを除く）

【予約時にお伝えいただきたいこと】

- ❖ 宣誓されるお二人の氏名とふりがな
※通称名の使用を希望する場合は、あらかじめお伝えください。
この場合は戸籍上の氏名も必要です。
- ❖ 宣誓希望日と時間帯（午前・午後）の第3希望まで
- ❖ 宣誓されるお二人の日中の連絡先電話番号
- ❖ 宣誓時のお二人の居住状況

2 パートナーシップ宣誓〔宣誓当日〕

- （1）予約した日時に、必ずお二人そろってお越しください。
- （2）宣誓に必要な書類（P.5参照）（原則、原本提出）の提出をしてください。
- （3）提出された書類の審査及び本人確認等を行います。
- （4）職員立ち会いのもと、お二人に「パートナーシップ宣誓書」及び「パートナーシップの宣誓に関する確認書兼同意書」をご記入いただきます。
記入された「パートナーシップ宣誓書」及び「パートナーシップの宣誓に関する確認書兼同意書」は、町でお預かりいたします。

【宣誓日時】

月曜日から金曜日（祝祭日、年末年始を除く）

9時から16時まで（12時から13時までを除く）

【宣誓場所】

愛川町役場 ※個室で対応いたします。

3 宣誓書受領証等の交付

(1) 提出された書類に不備等がなければ、宣誓書受領証等を交付します。書類に不備等があった場合は、宣誓日を延期させていただくことがあります。

※原則即日交付しますが、お渡しに 1～2 時間程度お待ちいただきます。

(2) 転入・転居予定で宣誓された方は、3か月以内に住民票の写し等の必要書類を提出してください。必要書類提出後に宣誓書受領証等を交付します。

❖ 交付書類のイメージ

パートナーシップ宣誓書受領証（A4 サイズ）

		
第 号 年 月 日		
パートナーシップ宣誓書受領証		
氏 名		
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日
宣誓日 年 月 日		
愛川町パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。 愛川町では、お互いの人権を尊重し、生き生きと個性や能力を発揮できる社会の実現を目指しています。 お互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した関係を宣誓され、自分らしく活躍されることを応援しています。		
 愛川町長		

パートナーシップ宣誓書受領証カード（縦54mm×横86mm）

		第 号 年 月 日
パートナーシップ宣誓書受領証カード		
愛川町パートナーシップの宣誓に関する取扱要綱に基づき、パートナーシップ宣誓書を受領したことを証します。		
本人	パートナー	
氏名	氏名	
生年月日	年 月 日	生年月日 年 月 日
(宣誓日	年 月 日)	
愛 川 町 長		印

このカードは、お互いを人生のパートナーとして、相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束した関係を宣誓されたことに対し、愛川町として証するものです。	
法的な効力はありませんが、このカードの提示を受けた方は、本制度の趣旨を御理解くださいますようお願いいたします。	
戸籍上の氏名等（通称名を使用している場合）	
本人	パートナー
【緊急連絡先】（記入は自由です。）	
私本人が急病や怪我等で万が一の場合、パートナーへ連絡してください。	
パートナー	本人
連絡先	自署

4 宣誓に必要な書類

(1) 住所を確認する書類

ア 宣誓日以前3か月以内に発行された、「住民票の写し」又は、「住民票記載事項証明書」をお一人1通ずつ提出してください。

※宣誓するお2人が同一世帯の場合は、お二人分が記載された書類1通の提出でも構いません。

※本籍、世帯主の氏名及び続柄、住民票コード、個人番号（マイナンバー）の記載は不要です。

イ 転入予定の場合は、その旨が確認できる書類（「転出証明書」、「賃貸契約書の写し」、「売買契約書の写し」等）。

※転入・転居予定の方は、宣誓後3か月以内に住民票の写し等を提出してください。

(2) 現に婚姻していないことを確認できる書類

ア 宣誓日以前3か月以内に発行された「戸籍抄本」又は、「独身証明書」をお一人1通ずつ提出してください。

イ 外国籍の方は、大使館等公的な機関が発行する配偶者がいないことを確認できる書類を提出してください。

（ア）外国で結婚されていない場合は、「婚姻要件具備証明書」（宣誓日以前3か月以内に発行）を提出してください。

（イ）これから宣誓するお二人が外国で同性婚等をしている場合は、「外国での結婚等に係る証明書」（宣誓日以前3か月以内に発行）を提出してください。

（ウ）上記の書類を提出の際は、日本語に翻訳した書類（翻訳者の署名または記名押印が必要。本人の翻訳でも可。）も併せて提出してください。

※（ア）、（イ）の書類の取得については、少しお時間がかかる場合があります。

あらかじめご確認いただき、ご準備ください。

（３）本人確認ができる書類

次のいずれかの書類をお二人分ご用意ください。

（注）有効期限のあるものについては、有効期限内のものに限ります。

1 枚の提示で足りるもの（例）	2 枚の提示が必要なもの（例）
・ 個人番号カード（マイナンバーカード） ・ 旅券（パスポート） ・ 運転免許証 ・ 住民基本台帳カード（顔写真付き） ・ 在留カード又は特別永住者証明書 ・ 身体障害者手帳 ・ 療育手帳 ・ 国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書（顔写真付き）	・ 住民基本台帳カード（顔写真なし） ・ 健康保険証 ・ 年金手帳または基礎年金番号通知書 ・ 年金証書 ・ 各種医療証 ※顔写真付き学生証 ※法人が発行した顔写真付き身分証明書 ※国又は地方公共団体の機関が発行した顔写真付きの資格証明書 「※」の書類のみが2枚以上あっても確認できません。その他の書類（健康保険証等）と組み合わせて提示してください。

（４）通称名を確認できる書類

性別違和等の理由で通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を提示してください。

（例）社員証、学生証、公共料金の請求書、各種郵便物 など

5 宣誓後について

「パートナーシップ宣誓書受領証」等の再交付や返還、宣誓事項の変更の際は、来庁される日を事前に電話でご連絡ください。

（１）宣誓書受領証等の再交付

「パートナーシップ宣誓書受領証」等を紛失やき損等で再交付を希望する場合は、「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」を提出してください。

■再交付申請時に必要なもの

- ・本人確認書類（P.6参照）
- ・再交付を希望される宣誓書受領証または宣誓書受領証カード（紛失している場合を除く。）

（２）宣誓事項の変更

住所、氏名（通称名含む）等に変更が生じた場合は、「パートナーシップ宣誓事項変更届」に変更事項を確認できる書類を添えて提出してください。

なお、氏名（通称名含む）の変更の場合は、既に交付された宣誓書受領証及び誓書受領証カードを回収し、内容を更新した新しい宣誓書受領証及び宣誓書受領証カードを交付します。

■変更届出時に必要なもの

- ・本人確認書類（P.6参照）
- ・宣誓書受領証及び受領者双方の宣誓書受領証カード
（氏名（通称名含む）の変更以外の場合は、宣誓書受領証または宣誓書受領証カードのいずれか1点のみで可）
- ・変更した事実が分かる書類（新住所が記載された住民票、通称名が記載された郵便物 等）

（３）宣誓書受領証等の返還

次のいずれかに該当する場合は、「パートナーシップ宣誓制度適用終了届兼宣誓書受領証等返還届」に宣誓書受領証等を添えて、返還しなければなりません。

- ア パートナーシップの関係を解消したとき
- イ 宣誓者の一方が亡くなったとき
- ウ 「2 宣誓することができる方」の要件に該当しなくなったとき

エ 宣誓が無効になったとき

(ア) パートナーシップの関係がないとき

(イ) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき

(ウ) 転入・転居予定者の場合は、転入・転居を証明する書類の提出がないとき

※単身赴任、親族の介護・看護その他やむを得ない事情により、一時的に別に居住される場合は除きます。

■返還届出時に必要なもの

- ・本人確認書類（P.6参照）

- ・宣誓書受領書及び受領者双方の宣誓書受領証カード（紛失していない場合に限る）

（４）宣誓書受領証等返還後の交付番号公表について

パートナーシップ宣誓書受領証等を返還した場合や、上記（３）返還要件に該当しているにもかかわらず、返還されない場合は、町ホームページにパートナーシップ宣誓書受領証の交付番号を公表します。

（５）パートナーシップ状況確認等のアンケート調査の実施について

宣誓者に対し、パートナーシップの状況確認等をするため、５年ごとにアンケート調査の実施を予定しています。調査票が届いた際は回答にご協力のほどお願いします。

6 Q&A

Q1 パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度は、どう違うのですか？

A 婚姻は民法に定める法律行為であり、相続等財産上の権利や税金の控除、親族の扶養義務など、さまざまな権利や義務が発生します。

一方、愛川町パートナーシップ宣誓制度は、町のと綱に基づいて実施するため、法的な効力はありません。

Q2 欧米等で認められている同性婚制度とは違うのですか？

A 欧米を中心に認められている同性婚制度は、同性カップルに法律上の地位を与え、相続、社会保障や税制などにおける保護を与えるものです。

一方、愛川町パートナーシップ宣誓制度は、現行の法制度のもとでと綱に基づいて実施する制度であり、法的な権利や義務を生じさせるものではなく、同性婚制度とは異なるものです。

Q3 宣誓をすることができるのは、同性同士のみですか？

A 性的少数者であれば、同性や異性を問わず宣誓していただくことができます。また、事実婚の方も対象となります。

Q4 養子縁組をしていますが、宣誓することはできますか？

A 宣誓をするパートナー同士が、養親と養子の関係にある場合は、宣誓することができます。

Q5 同居していないと宣誓できませんか？

A 同居を要件としていますが、単身赴任や親族の介護・看護等の一時的な場合は除きます。

Q6 外国籍の人でも宣誓できますか？

A 外国籍の方でもパートナーシップ宣誓できます。宣誓の際には、大使館等公的機関の発行する婚姻具備証明書または独身証明書など、独身であることを確認できる書類と、日本語に翻訳し翻訳者の氏名を記入した翻訳文を添付して提出してください。

Q7 パートナーシップ宣誓書を郵送で提出できますか？

A 郵送による宣誓書の提出はできません。

Q8 宣誓の手続きに費用はかかりますか？

A 宣誓の手続きや「パートナーシップ宣誓書受領証」等の交付に費用はかかりませんが、宣誓の際に提出いただく必要書類の交付手数料は、自己負担になります。宣誓書受領証等を再交付する場合の手続きに要する必要書類に係る手数料も同様です。

Q9 通称名は使用できますか？

A 性別違和等、特段の事情がある場合は、通称名を使用することができます。通称名を使用される場合は、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できるものをお持ちください。

Q10 第三者による代理での宣誓はできますか？

A 代理人による宣誓はできません。ただし、宣誓当日に必要書類への自署が難しい場合は、代筆者による記入を認めています。

Q11 町内から転出する場合は、宣誓書受領証等を返還する必要はありますか。

A 一時的な場合を除き、町外へ転出するときは、宣誓書受領証等の返還が必要です。ただし、厚木市・海老名市・秦野市・伊勢原市・清川村へ転出する場合には、宣誓書受領証等の返還手続きの必要はありません。

Q12 パートナーシップを解消した場合は、宣誓書受領証等を返還する必要がありますか。

A 返還する必要があります。

Q13 交付番号が公表されるのは、どのような場合ですか？

A パートナーシップ宣誓書受領証等の返還をされた場合と、返還しなければならないにもかかわらず、パートナーシップ宣誓書受領証等を返還していない場合に誤って使用されることが想定されます。この場合、便益を提供しようとする第三者が、返還されていないパートナーシップ宣誓書受領証等の交付番号を確認するために公表します。

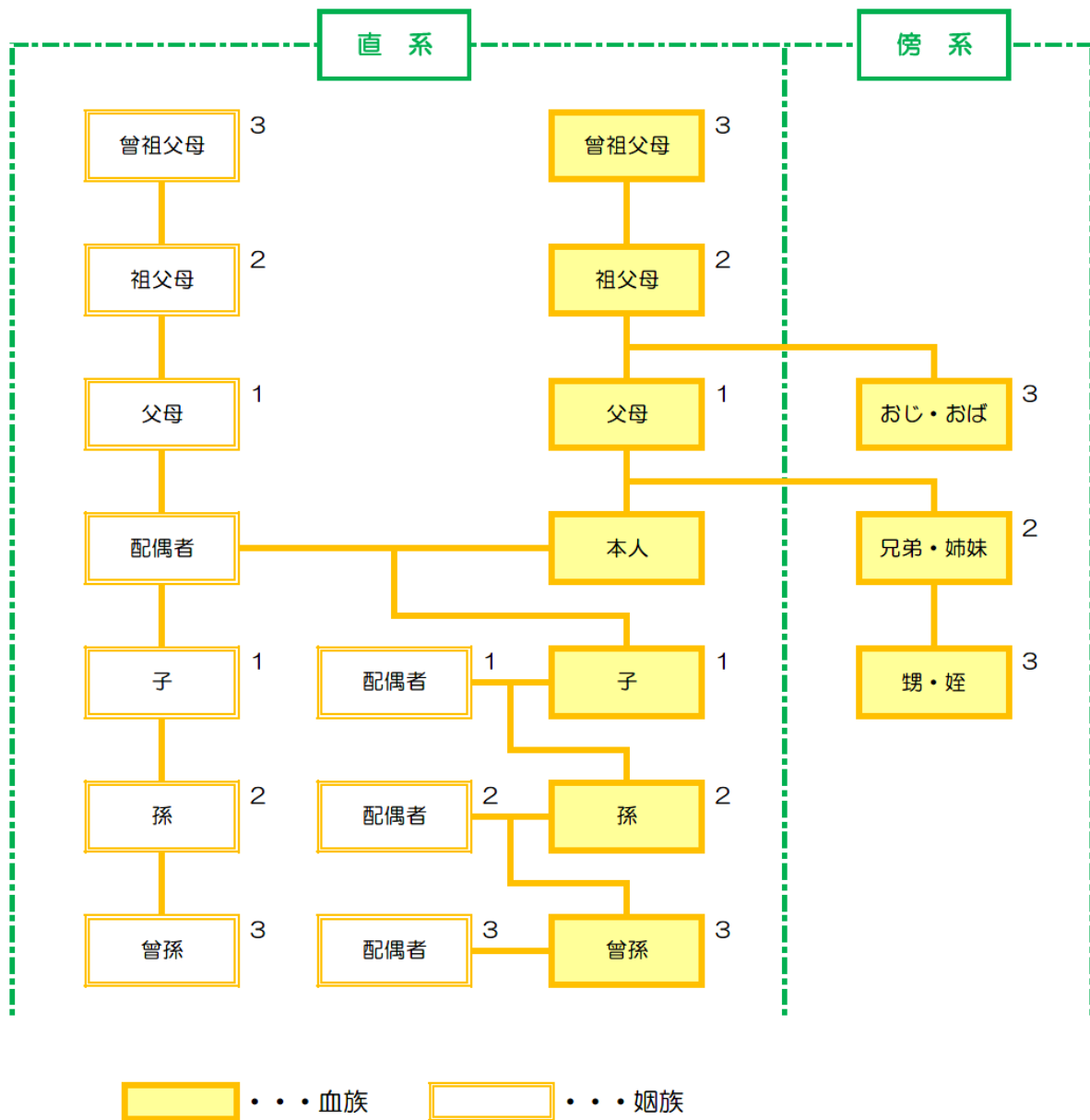
Q14 パートナーシップ宣誓書受領証等を提示することで、どのようなサービスが受けられますか？

A 行政サービスでは、町営住宅への入居申込や災害見舞金の給付等が利用できます。（各々要件があります。）

民間サービスでは、事業者により取り扱いが異なりますので、直接事業者へお問い合わせください。

《参考》

パートナーシップ宣誓ができない親族



※数字は、本人から見た親族間の親等を表している。

愛川町パートナーシップ宣誓制度手続きガイドブック

初 版 令和4年4月 発行

第二版 令和5年7月 改訂

第三版 令和6年4月 改訂

第四版 令和8年4月 改訂

愛川町 総務部 デジタル・協働推進課

〒243-0392 愛甲郡愛川町角田 251 番地 1

電話：046-285-6937 / FAX：046-286-5021

E-mail：kyoudou@town.aikawa.kanagawa.jp